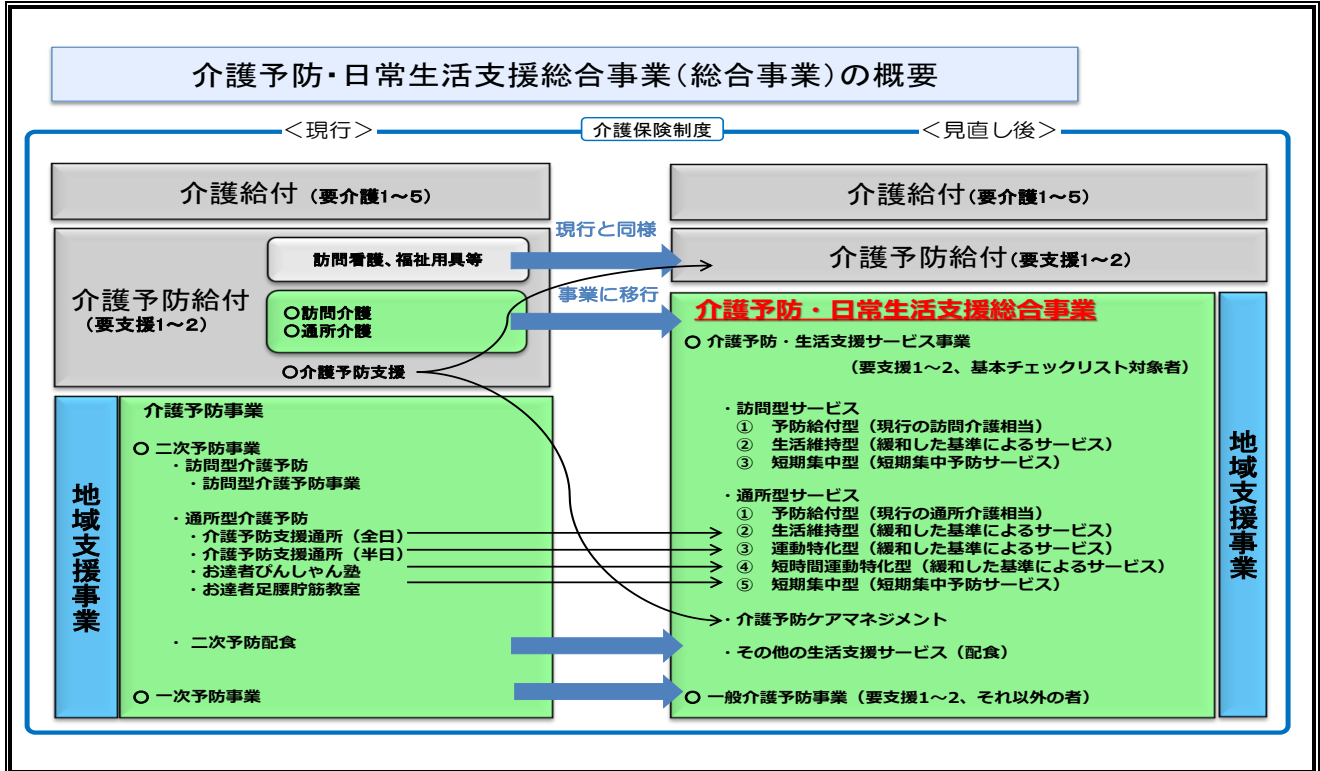


介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について

集団指導資料
平成28年6月
福祉部長寿支援課

1 概要

介護保険制度改正により、介護予防給付として全国一律の基準により提供されている介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、市町村が取り組む地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行します。既存のサービスの移行に加えて、多様なサービスや介護予防を充実させ、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を推進してまいります。



2 下関市における総合事業移行当初のサービス事業の種類

平成29年4月から実施を予定している総合事業のサービス

(1) 訪問型サービス

サービス種別	事業内容	実施方法
① 予防給付型 (現行相当)	訪問介護員等による身体介護、生活援助	事業者指定
② 生活維持型 (緩和した基準 A)	訪問介護員等ほかの従事者による生活援助	事業者指定
③ 短期集中型 (短期集中 C)	通所型サービスの短期集中型の利用者に対する日常生活のアセスメントを主とした訪問	委託

(2) 通所型サービス

サービス種別	事業内容	実施方法
① 予防給付型 (現行相当)	デイサービスセンターで、日常生活上の支援や生活行為向上のための共通のサービス及び目標に合わせた選択的サービス ※選択的サービス:運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上	事業者指定
② 生活維持型 (緩和した基準 A) 全日タイプ:5時間以上	デイサービスセンター等で、日常生活上の支援や生活行為向上のための共通のサービス及び目標に合わせた選択的サービス ※選択的サービス:運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上	事業者指定
③ 運動特化型 (緩和した基準 A) 半日タイプ:3時間以上	デイサービスセンター等で、介護予防を目的とした運動器機能向上のサービス ※選択的サービス:送迎、入浴	事業者指定
④ 短時間運動特化型 (緩和した基準 A) 短時間タイプ:1.5時間程度	デイサービスセンター等で、介護予防を目的とした運動器機能向上のサービス ※選択的サービス:送迎	事業者指定
⑤ 短期集中型 (短期集中 C)	特に運動器機能向上を目的とした、保健・医療の専門職等による短期集中型のリハビリテーション	事業者指定

3 総合事業を利用できる方

- ・要支援1・2の認定を受けた方
- ・基本チェックリストにより事業対象者と判断された第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）

※ 第2号被保険者は、要支援1・2の認定を受けた上で、サービスを利用することができます。

4 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組みを生活の中に取り入れ、自ら実施・評価できるよう支援するものです。

地域包括支援センターは、委託を受けた介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託できるとされています。現在受託されている事業者は、継続して受託もできる方向で検討中です。

5 今後の主なスケジュール

平成28年10月まで	事業者説明会（指定の基準・サービス単価等の説明）
平成28年12月頃	ケアマネジメント研修会
平成29年1月頃	事業者指定の申請受付開始
平成29年4月1日	総合事業開始（要支援1・2の認定を受けた方は、認定の更新後又は事業対象者になった後に利用開始）

6 事業者説明会での説明予定事項

1 事業者指定の申請方法及び申請に対する審査手数料について

- ・総合事業のサービス提供に必要な事業者指定の申請方法等を説明します。

※ 指定訪問介護事業者が訪問介護の事業と、又は指定通所介護事業者が通所介護の事業とそれぞれ一体的に運営されるものとして、訪問型又は通所型サービスの事業者指定を申請する場合について、申請書類の簡略化及び申請手数料の減免等を検討中です。

2 指定に当たって遵守すべき基準（人員、設備及び運営の基準）について

- ・指定事業者の指定に当たって遵守すべき基準（人員、設備及び運営の基準）を説明します。

※ 基準は、国が定める基準の範囲内で設定します。

※ 予防給付型サービスの基準は、現行の予防給付（介護予防訪問介護又は介護予防通所介護）の基準と同等なものに、生活維持型サービスの基準は、一部を緩和したものになるよう検討中です。

3 サービス単価について

- ・指定事業者による総合事業のサービス提供に伴うサービス単価の額等を説明します。

※ サービス単価は、国が定める額（予防給付の単価）を上限として設定します。

※ 国が定める額には、月当たりの包括単価に加え、利用1回ごとの出来高が設定されています。

※ 審査・支払は、山口県国民健康保険団体連合会に委託します。請求に必要なサービスコードは、新たに設けて、お知らせします。

4 利用者負担（負担割合）について

- ・サービス利用時の利用者負担の割合を説明します。

※ 利用者負担は、介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割）等を勘案します。

※ 予防給付型サービスについては、介護給付の利用者負担割合を下限とすることとされています。

5 利用限度額について

- ・指定事業者によるサービスを利用する場合の利用限度額を説明します。

※ 要支援1・2の認定を受けた方の利用限度額は、現在の予防給付の利用限度額の範囲内、事業対象者の利用限度額は、市が設定する利用限度額の範囲内（要支援1の利用限度額が目安）です。

【参考】今後の検討（多様なサービス）

多様なサービスについては、国が示すサービスの類型（多様化するサービスの典型例）を参考に、地域の実情に応じてサービス提供のあり方を検討することが求められています。平成29年4月の総合事業の開始後も、住民主体による支援など追加して提供すべきサービスの検討を続けてまいります。

厚労省ガイドラインより

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○ 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
 ○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※ 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○ 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
 ○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※ 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

③その他の生活支援サービス

○ その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

資料の問合せ先：長寿支援課支援係（新館2階2番窓口） FAX：083-231-1948
 ※ ご質問はFAXでお願いします。いただいた質問は、事業者説明会でお応えします。